

いかという、そのことが問題なんですが、これは国の財政だから、民間あるいは個人の家計とは違うという、あるいはそういう意見があるかもしれません。しかし、基本的には同じだと思うですね。

まず、借りかえの問題を申しますと、毎年毎年借りかえがどんどんふえているわけです。ですから、期間の来た金はまず返さないで、そうしてまたまたたくさんもうかつた、よけいな金が入つてきたら、それも多過ぎるからということで、償還の額を五分の一に減らしてしまいますね、それで片や、また、新しい借金は、昨年よりは低いけれども、きわめて大型の二兆円という、これまたふえているわけです。そうなりますと、借金は大型化し、期間の来た金は返さない、そうして同時に、たまたま入ってきた金ぐらい返してもいいんですねけれども、それも返さないんですよ。これは民間の企業でしたらだれも信用しなくなってしまうわけなんですが、私が心配するのは、これは結局公債の恒常化、恒久的にもう公債が残つてしまつて、まさにこれが国の財政の中になくてはならない、仕方ないけれど、なくてはならないものになつてしまいやしないか、そのことを心配するわけですけれども、そういう観点から便宜的でありますのかどうかというのが私の質問なんですね。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せの意味は、結局方法論ではないのでありますて、要するに、二千六十八億円というものを一般会計に繰り入れて、公債整理特別会計に一般会計から繰り入れるという普通の手段を、財政法が求めておる手段を講じても公債の発行もふえない。財政の規模もふえないということを保証すれば、先生のおっしゃるとおりになるわけござります。要するに実体論でございまして、つまり一千六十八億円という財源を一般会計ことしの一般財源に使わしていただきたいというところに問題があるわけでございまして、そういうことをしないで、これをちゃんと国債整理基金特別会計に繰り入れるべ

きでないかということになるわけでございま

して、私はその方がいいと思うのです。本當は。あなたが言うとおりだと思うのです。ただその一千六十八億円というものを、今度は歳出を見ていたときまして、われわれもそうした

いのだけれども、これだけメジロ押しに歳出の要

求がきておるものいろいろ取扱選択いたしまして、査定をいたしまして、ぎりぎりこれだけ要るということが決まつたわけでございまして、そ

うなった場合に、それをあなたのおっしゃるとお

りやることによつて、二兆円の公債のほかに、二千六十八億円という公債を新たに発行して埋める

か、そういうめんどうなことをしなくとも、四十

八年度の剰余金の一部を五十年度の歳出財源とし

て使わしてもらうか、どちらがいいかというと、いま御審議いただいておるような方式をとらして

いただくことがめんどうがないのじやない

か。これは便宜手段でござりますけれども。です

から、あなたと私との議論は、結局二千六十八億

円というものを一般財源に使わないで、使わない

方がいいじゃないかという議論になると思うので

す。それは私はあなたの言うとおりだと思うのだと

が、それをやりたいのですよぼくも。だけれど、

それが歳出をそこまでなかなか切れなかつたわけ

でござります。その点は結局歳出を二千六十八億、限界歳出費を切るか切らぬかという議論になるわけ

でございまして、形式論でなくて実体論になる

のではないかと私は思います。

○近藤忠孝君 新しい公債発行を昨年より減らし

たという名目をつくりたい。そのことによつて公

債整理特別会計に一般会計から繰り入れるとい

う普通の手段を、財政法が求めておる手段を講じて

も公債の発行もふえない。財政の規模もふえない

ということを保証すれば、先生のおっしゃるとお

りになるわけござります。要するに実体論でございまして、つまり一千六十八億円という財源を

植え付けていく、そういう面から問題がありはし

ないかというのが私の指摘なんです。

それからもう一つは、公債が本当に恒常化しないかという問題ですね。これはいろいろ表ができるだけですね。この下の赤が実際返したものだけれども、これだけメジロ押しに歳出の要

は借りかえですね。そうなりますと、結局実際返したものには本当に少ないので。ですから、こちらの発行額はどんどんふえてしまうという、そ

うなりますと、この差額がこれから実質的に本当に残つてしまふます。ますますふえてしまうという、こ

の問題につながついくわけです。だから、基本

的にはまず返して、残つた財源で支出を考えてい

くというその面が必要だと思いますし、そういう

面では、大臣と私とでは、何を削つていくかにつ

いては必ずぶん意見が違うと思いますけれども、それは削るべきものは必ずぶんあると思うのです。

ですから、ともかくまず返すという、そして期限

の来たものも返していく。よけいに入つたものも

返していくという、そういうことを確立すること

が本当に大事じゃないかというの私が意見でありますし、大臣もそれは認めておられるわけですね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいという

わけでありますけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいという

わけでありますけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかしながらそれは何と申しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しますし、大臣もそれは認めておられるわけですかね。ただ便宜的な措置を認めてもらいたいとい

うわけではありませんけれども、しかし、それは何と申

しかし、これを原則にするわけじゃないというこ

とでございまして、財政法の原則をわれわれは崩

そうというようなことではないということをまず

御理解をいただきたいと思うのでござります。

それから第二の問題は、だんだんと発行残高が

多くなつてくるということ、歴史について御心

配のようございまして、それはもう御指摘を待

つまでもなく、私も非常に心配をいたしているわ

けでござります。ただいまのところわが国の公債

発行残高というのは、決して多い方ではございま

せん。多い方ではございませんけれども、しかし、

これはそれだからといって、調子に乗つて公債を

発行していくとは、私、考えていないわけでござ

いまして、できるだけ公債発行額を減らしていくこ

うということことで、ことしも公債依存率も減らし、

公債の実額も減らしてまいるという意味で、こう

いう便法もいろいろ考えて苦労いたしたわけでございまして、今後もこういう方向で努力をしたい

と思います。ただまあ非常に経済が低成長と申し

ますか、マイナス成長と申しますか、停滞の色を

濃くしてまいりましたので、これから自然増収を

期待するなんということは非常にむずかしい。と

言つて、歳出はどんどん要るというようなときにな

なりますして、これから公債政策というのは非常

に私は厳しくなつてくると思うのでござります。

したがつて、これはイーザーに公債に依存してお

つらもう大変心配な状況でございますので、仰

せを待つまでもなく、これについてはよほど厳し

い姿勢で対処をしてまいらなければならぬと思つております。御指摘のとおりだと考へております。

○近藤忠孝君 公債依存の体制がだんだん大きくなつてきますが、同時に消化の問題ですね。公

社債市場育成の問題が、大臣自身も心配されてい

るようですが、これをどういう措置によって育成

しようですが、これをどういう措置によって育成

していくのか、具体的な方策をお持ちで

いらっしゃるか。

○政府委員(吉瀬義哉君) 公社債がやはり自由な

市場におきまして合理的な価格と条件で発行され

て消化されるということは申すまでも重要な

ことでございますが、この前からの御審議でもいろいろの御意見も出ておりますが、遺憾ながらわが国の個人の資産構成というものが、個人の判断においてそれを株式なり、それから公社債なりに直接投資するというような形のものが育っていないわけでございます。これにはいろいろな歴史的な事情もございますが、私どもいたしましては、公社債、国債につきましても、たとえば累積投資制度だとか、あるいは国債の特別の非課税権の設定とか、そういうようなことを通じまして国債ができるだけ魅力のあるものにする。それと同時に、やはり国の債券でございましても、一般的な事業債とかすべての金利体系と合理的な運動性を持って設定していくということも大事だと思って、過去における金利改定期におきましては、五回にわたっていろいろ国債の条件改善を行うというようなことも行つておるわけでございます。御質問の公社債市場の育成、これは非常に大きな問題でございまして、やはり間接金融重点のわが国のいまの一つの市場構成、こういうものはやはり個人の資産構成とか、たとえば個人の財産形成とか、そういうものにとらみ合わせて長期的に考えていく必要があるんじやなかろうか、こう考えております。

○近藤忠孝君 結局こうしたいというだけであつて、具体的ではないようです。ですから、よけい日銀に戻つてしまつて、インフレの要因になつて、この事実は消えないようありますし、そういう点で償還制度がよけい確立しないといふ面でも心配がある、この点を指摘したいと思います。

時間の関係で、最後に大臣をお聞きしたい点は、前回の委員会に日銀総裁が見えまして、その際に、日銀調査局でつくりました「一九七〇年代の世界インフレーション」という調査報告書がありますが、その中で、世界が同時インフレに突入したのに、アメリカの過剰ドル散布の問題があるわけですが、それで日本は、そのインフレの流入を阻止するための適切な政策をとらなかつた、西ドイツなどに比べまして大変弱かつた、この点でいま考へると手ぬるい点があつた、それは円の切り上げアレルギーがあつて、その対策に気をとられて、インフレ対策の打つべき手立てが欠ける点があつた、反省すべき点があるということを日銀総裁がお認めになりました。現にこの中にちゃんと書いてあるんです。これは、いわば調整インフレーションで、政府と日銀が積極的なインフレ政策をあつた結果が、いま思うと誤りだつたと、こういつた率直な反省であり、また批判であると思つんすけれども、日銀総裁がこう言つておられる事態について大臣としてどうお考えになりますか。

○國務大臣(大平正芳君) あの当時は、ちょうど日本の国際収支が大幅な黒字に転じまして、

明治、大正、昭和百年の歴史始まって以来、日本は終始資本の輸入国でございましたけれども、ようやくわが国も資本の輸出国になり得たのではないかという、そういう希望が出てきたころでございまして、対米貿易が、四十一億ドルのアメリカにとつては赤字になる、わが国にとつては黒字になるということをございまして、アメリカ政府からいわゆるオーダリーな貿易はできないじゃないかという注文が政府側に届いておりまして、なるべくといふことで……。そして国内では、いままで生産中心の経済をやつてきていたけれども、生活中に移るべきじゃないか、福祉中心にくいくべきではないか、量を中心の経済から質的な転換をやらなければいけない時期じゃないか、これは与党も野党も朝野を挙げてそういう風潮になつてきておつたときでございますから、政府といたしましても、

ちょうど輸入をややして輸出をセーブする、そして国の経済の内外のバランスを保つということの必要を感じて、また、それができるんじやないかということをやや楽観的に考えておつたときは、確かに私は、その日銀の総裁の御指摘を待つまでもなくあつたと思うんですよ、私どもの気持ちにあつたんだもの。これは正直に告白します。だけ

ども、そのあとやがてアラブのほうから嵐が来たわけですよ。これは政府のせいじゃないんですよ。これは政府が悪いから来たんじやなくて、全世界に嵐が吹いてきたわけでございまして、そこでばつと、そういう体制で質的な転換を内外にわたりやろうという構えをずっととしたところへ痛撃を食らつたわけなんございますから、これは政府も民間も非常なショックを受けまして、非常にあわてふためいたわけでござります。で、ございまから、あればなれば、ああいうラインで私は、より着実な日本経済の質的な転換といつもの相当定着してきておつたんじやないかと思うんです。だからそれは、指摘されておるとおりだと思います。確かにその当時そういう考え方で、あつたことは事実で、過剰流動性というようなものの素因を政府がつくつておつたということは、私は御指摘されるとおりだと思うのであります。

○近藤忠孝君 政府に全く責任のないようことを言つもんですから一言言わなきゃいかんですねが、この中にちゃんと、西ドイツでは金融財政面の引き締め政策を行つて、そのインフレを最小限に食いつめたと、しかし、日本はそれをとつていかなかつたと書いてあるのです。そこが反省すべき点だと言つておるのですけれども、いまの大臣の答弁ですと、全く政府に責任のないようなく外因的な原因のように言つておりますけれども、日銀総裁は、外団と比べて日本のやり方は間違つておつたと、反省すべき点があると言つておるのです。この点について簡単で結構ですから御答弁いただきたい。

○國務大臣(大平正芳君) 何も私は西ドイツのまねをする必要はないと思うのです。日本の経済といたしまして、許された範囲内におきまして、日本経済の質的な転換をやることに何を西ドイツに私は遠慮する必要はないと思いますよ。日本の経済ができればいいじゃないですか。私ども

と日本の場合とは立場が違つておつて、私どもよくそのころになつて、西ドイツがずいぶん前からすでにやつておつたことでございましょうけれども、私どもようやくここで初めて日本の経済が相当こなれた質的な発展ができる段階に内外とも来たんじやないかということで、いろいろな政策的な用意を始めておつたと、したがつて、当時の予算にいたしましても、補正予算にいたしましたが、相当大胆な予算を組んで国会にお願いいたしましたことでもあります。いまから見れば、私は、より着実な日本経済の質的な転換といつものでござりますから、それは各種の歴然たる政府の政策的な意図が出ておつたわけでございまして、政府は、そういうことをやりましたと私は告白しているのをございます。それは善意でそうやつたんですということ、しかし、環境がそれを阻んだと、そういうことでございまして、こいねがわくば、もつと明るい日本ができるたとえれども、非常に残念でした。

○近藤忠孝君 続きは別の機会にやります。

○栗林卓司君 大臣にお伺いする前に、ひとつ主税局にお尋ねいたしますが、前回の質疑で、四十九年度に絶対に歳入欠陥が起きないんだという前提の議論をもつするんなら、四十九年度の税収見通しについて確実な予測をすべきであり、資料を出していただきたいと申し上げました。しかし、なかなか困難であるということなので改めて質問いたしますので、四十九年度の税収見通しについてどういう観測をお持ちになつておるのかお伺いします。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今日私どもの持つております数字は、まだこの一月末におきますところの税収でございます。それは補正後の予算十五兆三千七百四十億円に対しまして十一兆八千四十六億円の収入でございまして、進捗率と申しますと七六・八%、ちょうどこれを前年の同月の対決算進捗率七五・一%と比較をいたしますと一・七上回つておるわけでござります。ただ、実は二月

も済んでしまいますて、いま大体その数字がやがて確定的なものが入ってくると思いますが、三月四月という二月を見ましても、二兆余りの数字がそこに予測されるわけござります。今後の見通しとしますれば、その三月の確定申告の状況、それから十一月決算法人の申告納付の状況というようなものが大きく左右するわけでございまして、まだ非常に大きな不確定要因が残されておるものでござりますから、ひたすらその推移を見守つておるのが現状でござります。

○栗林卓司君 そこで、大臣にお尋ねしますけれども、「二分の一か五分の一かではなくて、その少し前の議論を実はしております。で、大臣がたびたび御指摘になりますように、これから余り大きな自然增收は期待できない、そのとおりだと思います。これをもう少し取り越し苦労をしてまいりますと、歳入欠陥が絶対にないということを言いつつ、これが大変つらくなってきた、そういう時期に入ってきたのではないか。それを踏まえて、前々年度に発生した剰余金を翌々年の予算にまるまる使うよう計上することがこれからいいんだと、従来はよかつたわけですよ。ずっと高度経済成長が続いてきましたし、何がしかの自然增收は見込めたのですが、これから大変不確定要素が多くなつていく。そうなると、仮に五十年度予算の例をとれば、四十九年度がわからないのに、四十八年度の剰余金を五十年度予算の前々年度剰余金繰り入れとして歳入計上していいのかという新しい問題が出てくるのじゃないか。で、前々年度剰余金をそのまま使っちゃって、本当にこれからいいのだろうかという問題が一つ。そうはいってもなかなか歳入欠陥は出るものじやございません。もし仮にそうなるのなら、固め固めの見積もりはお気持ちとしてはわかりますが、ずいぶんあこぎな税率の取られ方をしているのだろうかと、下世話などともになつてくるわけです。その意味で、おつしやるよう自然增收がなかなか期待できないのだと、いう時期になると、剰余金の取り扱いについても、ちよつと考え方直してみる時期に来たのではない

○國務大臣(大平正芳君) 御指摘のとおり自然増収を期待するなどということは大変むずかしくなつてしまりましたばかりでなく、歳入欠陥が全然ないといふようなことを大目に申し上げることがであります。ことし四十九年度にいたしまして、三月十五日の確定申告状況がどういう状況なのか、十一月決算法人の納税がどういうことになりますのか、この二つの山がどうもよくわからぬであります。いま大体ことに予定された税収がそのとおり入ってくるかどうか、非常にわれわれも日夜心配いたしておるわけでござります。で、ございますから栗林さんおっしゃるように、第一に、自然増収を安易に期待できるというような状況ではまずないということはおっしゃるとおりだと私は思います。それから第二に、しかしながら、今度のとった措置は、そういうことを頭に置いて決めたのではないかということです。正直に告白いたしますと、あなたが言われるような、今後いろいろ低成長といいますか、非常に景気が停滞してまいりまして、歳入の確保がおぼつかないということを念頭に置いたとか、それとの関連においてとつた措置では決してないのです。これはこの間からもいろいろ議論がありましたように、普通の意味の繰り入れ程度は確保できるし、たまたまへくさんの剰余金がございましたので、こういう方法で使わせていただきたいというだけのことを考えてやつておるわけでございます。したがつて、今度の措置は、そういうこととは関係がないということが第一点でござります。

しかし、第三点といいたしまして、そんなことを言うても、それではいままあなたが提起されるような問題についてどうするかという問題があると思ふのでござります。もうこれから先、余りいままのようなな成長財政というようなものは期待できないということだとすれば、この剰余金問題といふような問題をどのように取り扱うべきかというのをどうぞお聞きください。

○栗林卓司君　いまの大臣のお答えで、あらかたこちらが申し上げたい点は尽きるわけですが、さうに重ねて考えてみますと、財政法のでき方についても、これだけ環境が大きく変わつてまいるわけですから、見直しをしていい時期じやないか。申し上げる理由は、なかなか単年度だけで決着をつけていくのがこれからむずかしくなるんじやないか。中期的な取り組みをしようといつても、財政法では、会計年度の独立ということで、単年度で決着をつけていかなければいかぬ。しかし、中期的な取り組みができるように、平たい例で言いますと、場合によつては損して得取れというような配置ができるような財政法があつてもいいのじやないか。ということは、公債発行下の財政でござりますから、ある意味では多少でこぼこ——対応ができるという議論があるかもしれませんけれども、出た剰余金の扱いについて、歳入面のバッファーとして考えていく、それを期待しながら、会計年度の独立というたてまえは残しながら、中期的な取り組みをする、いわばフリーハンドの部分を残していく。いたまたま衆人の議論でしていふわけですが、そういつたことも含めた見直しが必要ではないんだろうかと思ひますが、この点について、いま私が申し上げた内容についてではなく、財政法の会計年度の独立云々という從来からの仕組みについても見直しをすべき時期に来ているのではないかと思ひますが、御所見を伺いたいと思います。

ら種々御検討を願つておるわけでござります。たゞ景気調整資金というような構想が成り立つて、かどうか。決算上の剰余金などを資金に積み立てて留保することによりまして、景気を引き締める。そしてその資金を財源といたしまして機動的な財政支出によつて景気を刺激する、そういうようなことが可能かどうかにつきまして、いろいろ御議論をいただいたわけですが、たゞ均衡財政時代でございますと、剰余金の変動によつて財政規模が自動的に左右されることになるのでございますが、公債発行下の財政では、原則といたしまして、公債発行額の増減によつて財政規模を調整できますもので、そこは多少違うのではないかという御意見もあります。しかし一方、そういう資金的なものができますと、財政の景気調整の手段が多様化して充実してまいるという御意見もあるわけでございます。それからまたさらに広い観点から申しますと、こういう問題は単に予算制度の問題だけではなくて、税制なり金融なりその他の政策手段も含めまして、広い視野から総合的に検討すべきではないかという御意見もあるわけでござります。いずれにいたしましても、財政制度の面から考えましても、こういうような資金をつくりますことにつきましては、法制上制度上いろいろな問題があるところでござりますし、制度の仕組み等につきましても、なお検討すべき問題があるわけでござります。今後さらにいろいろな見地から勉強してまいりたいという段階でござります。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり考えておられます。

○栗林卓司君 終わります。

○大塚喬君 剰余金の特例に関する法案の問題について、前回に引き続いて、ひとつ大臣の見解をただしたいと思います。率直に申し上げてこの法案は、政府自身の歳入見積もりの不備による剩余额の増収を奇貨として、渡りに船のようなかつこで財源難を切り抜けるために、国の財政運営の基本法である財政の規定をきわめて安易に変更しようとする政治姿勢に問題がある、私はこのように考へるわけでございます。一体、公債政策といふのが、いままでの論議の中でも、何度か繰り返されたわけございますが、公債政策の節度といふ問題について、やっぱりこの段階でもう一度考えてみなければならぬ、私はいまこそその時期に來ていると思うわけでございます。大蔵大臣として節度ある公債政策というものはどういうものであるか、ひとつ率直に大臣の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(大平正芳君) 予算規模は、いま主計局の方からもお話をありましたように、公債の発行の多寡によりまして予算規模を規制することができるわけでございまして、予算規模を国民経済とのバランスにおきましてまあ適正なものにしてまいりたまうに、公債を活用させていたしましても、その点まず心がけなければならないと思います。それから、先ほど近藤先生とのやりとりにもありましたように、公債が市中で円滑に消化されるという状況でないと、むやみやたらにお構いなく資本市場の、債券市場の状況いかんにかかわらず、財政が一方的に公債を発行、財政の都合によつて発行するというようなことはいけないことでございまして、市場の状況とのバランスが保たなければならぬと考えるわけでございます。同時に、本来財政は財源を確保して国家の必要とする需要に応じてまいらなければならぬわけでございまして、いざとなれば公債を発行しなければならないということになるわけでございますが、その

場合いつでも発行できるだけの信用と申しますか、弾力性といいますか、そういうものを持つていなければならぬと思うので、公債がいつも国民経済の中で食帶氣味であるというようなことでは、火急の場合に当たつて弾力性を確保することはむずかしいと思うのでございまして、そういう意味で、できるだけいろいろなことを考へた上で公債の发行額というものは適度でなければならぬと思いまするし、またことしの予算をもつていたしましても、利子負担がすでに年額七千億を超えておるというようなことでござりますならば、これもむやみにふやすということも自重してまいらなければなりませんで、いろいろな角度から先生の言われる節度というものを心得て、公債政策の運営に当たらなければならぬと考えておりまするし、大蔵省といたしまして、一番気をつけなきやならぬ課題であると思います。

○大塚喬君 いまの大臣のお答えで、一つは、公債の市中消化の原則を守つて信用、弾力性というようなこと、もう一つお話をいたいたわけですが、やっぱりきわめて抽象的なお答えで納得するわけにはまだまいりません。たいへんぶしつけな話ですが、大臣は自動車の運転なさいますか。自動車の運転免許証をお持ちでございますか。

——実はそんなことを申し上げたのは、いまそのフレーキを踏まなきやならない時期に来ておるのに、どうもアクセルを踏み続けるという、こういうやつぱり私は印象が強いわけでござります。私が理解をいたしておりまつところは、国債の市中消化の原則を維持することが一つ。それから公共事業費の枠に限つて国債を発行する。これが政府がいま考へておられる国債政策の歯どめと申しますが、そういうふうに理解をいたしておるわけでござります。ところが、その歯どめだけで一体、ブレーキを踏まなくちやんないときに、歯どめをかけなくちやんないときには、いまの大臣の答へはどうも危なつかしいと、率直に言つてまだアキセルを踏み続ける気だなあと、そういう感じをいたすわけでござります。

一つの提案でございますが、国債残高について何らかの歯どめの必要があるんではないか、私は一つはこういうことを考へるわけでございます。それからもう一つは、国の財政の中で国債依存度について何かの歯どめを、これは客観的に、もうだれでも国の国債政策がこれ以上はそこへはもう危ない橋は渡らないんだと、こういうものが必要なことではないかと、こう考へるわけでござりますが、私どもは、再々申し上げますとおり、国債残高についてのブレーキ、それから国債依存度についてのブレーキ、こういう問題について大臣がどのようなお考へか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(吉瀬維哉君) あるいはこれは主計局の方の答弁になるかもしませんが、国債発行を行つております理財局としても同じ考へでござります。ただ、各種資料等を点検いたしまして、たとえば先ほど大臣が御答弁申し上げましたとおり、たとえば英米に比べれば、わが国の対GDPの長期債務残高は非常に小さい、ドイツ、フランスなどに比べればやや大きいというような形がありまつ。これは国債の制度が違うので単純に計数の比較はできないのでござりますが、結局つまるところは長期の効用を發揮する資産的な支出の世代間の財政負担の交代の問題に帰すると思ひます。ただ、私どもやはり国債発行収入が一兆で、国債費が一兆を超えると、こういうような段階につきましても、長期年数は十年なんということは全くいまのままですから、減債基金制度の内容について幾多の疑問を持つておるわけでござります。で、一つは、いわゆる公債対象施設の耐用年数算定の問題について、どうも適当ではない、このようになっておるわけでござります。私は長く地方議会におつたものですから、減債基金制度の内容について幾多の疑問を持つておるわけでござります。

○大塚喬君 いまのよんな答弁では、やっぱり国債の依存度というものを引き下げて健全財政を維持していくということを——やや抽象的に持つておるわけですが、私はならないだろうと思ふ。私は長く地方議会におつたものですから、減債基金制度の内容について幾多の疑問を持つておるわけでござります。

それで、先ほど来借りかえ債が多いではないか目標に向かいまして、若干ずつ努力していくといふことが必要かもしれませんし、そのときどきのやはり事情かと思ひます。

それで、先ほど来借りかえ債が多いではないか目標に向かいまして、若干ずつ努力していくといふことが必要かもしれませんし、そのときどきのやはり事情かと思ひます。

依存度は五年であることが望ましいと、そういう目標に向かいまして、若干ずつ努力していくといふことが必要かもしれませんし、そのときどきのやはり事情かと思ひます。

それで、先ほど来借りかえ債が多いではないか目標に向かいまして、若干ずつ努力していくといふことが必要かもしれませんし、そのときどきのやはり事情かと思ひます。

もかくいまの経済情勢の中に適当なものではない、このことについて、これを短縮するお考えはございませんか。再検討するお考えはございませんでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 公債の見合い資産の平均的な効用発揮期間と申しますか、どの程度の期間にわたつて経済的な効用を発揮するかということことはなかなかむずかしい問題であるわけでござりますが、私どもは、ただいま御指摘のように、これを六十年と押さえておりますのは、まず、公債対象事業の約二割を占める土地出資金につきまして、これはいわゆる永久資産でござりますので、この効用発揮期間を百年と押さえておるわけでござります。その残りの約八割を占めます公共事業費などにつきましては、税法の耐用年数等を参考にいたしまして、効用発揮期間を五十年と考えております。したがいまして、二割のものが百年、八割のものが五十年でございますので、これを加重平均いたしまして六十年としているわけでござります。最近の新しい資料で見直しましても、おおむねその程度で妥当であると考えておりますので、現段階においてこれを改める考え方を持っています。

○大塚喬君 それは机の上でどなたから御報告をお聞きになつたということで、実際は全くそんないことはございませんよ。いま、道路について、河川、あるいは橋梁、六十年なんというの

は全く現実離れをしたそういう算定の基礎でござります。で、この問題は、やっぱり私どもが、六十年で返還をする、こういうことになつて、この

まま進めば、国債というのがどんどん増加をして、その重荷に耐えられない、こういう心配から、その基礎になる六十年の耐用年数の問題についてせひひとつ新たな検討を加えていただきたい、こういう要望を申し上げて、ひとつ今後の再検討をお願いしたいと、こう考えるわけでござります。

それから、昭和四十一年の国債の残高、この問題についての質問は、この特例法の前例は、昭和三十八年、昭和三十九年にございましたです

ね。このときの基礎になつた報告を読んでみますと、「我が国の公債残高は、国民総生産や国の予算の規模に較べて比較的小額であつて、公債を整理し、公債残高を減らすための減債制度を必要とするような状況はない」と、こういうことで、前回の昭和三十八年、三十九年のこの剩余金の特例が行われたわけでござります。で、翻つて、今年度の予算を見ますと、そのときの情勢とはまるきり正反対の情勢になつておるわけでござります。

国債残高の少ない時期、国債整理の不必要性、そ

ういうものは、現在のように国債の残高が累積し、

そして国債費が増大をして、財政破壊化が叫ばれ

ておる、こういう段階の中で、この問題について、

剩余额が出たときこそ私どもは、この国債の返還、

七年ごとに返還をするときに六十分の七だけ返し

て、あとその借りかえをする、こういう問題につ

いて、どう考えてもらつぱり適当な処置とは思わ

れない、こういうことでござります。で、いまの

問題について大臣は一体どのようなお考へで、三

十八年、三十九年のときの特例とはまるきりこの

特例法を出す条件が正反対の条件になつておるわ

けでございますが、今回それらを出したというこ

とにについてひとつもう一度納得いただけるよう

御答弁をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(辻敏一君) 前回特例法をお願い申し

上げました四十年当時と現在とは情勢が違つてお

りますことは御指摘のとおりでござります。四十

年当時はまだ本格的な公債政策に踏み切る前でござりますし、現在の減債制度もできる前でござります。したがいまして、今日ののような公債発行下

の財政、減債制度のできました段階での情勢と違

うこととはそのとおりでござります。今回特例をお

願いいたしております趣旨は、再三御説明申し上

げておりますように、国債整理基金の資金の状況、

あるいはまた、当面の財政状況というものを勘案

いたしまして、本年度の特例として、二分の一を

五分の一にさせていただきたいということでお願

い申し上げているわけでござります。

○大塚喬君 どうも、先ほど大臣からお話を出

ましたが、便宜なことが余りにもやつぱり強過ぎる感じをいたすわけであります。それで、いわゆる財政法第二十八条に基づく国債及び借入金償還年次表の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。で、これは借りかえをしてことの二兆円、そこへ借りかえ債が入る、こういうことになると、われわれのこれらの問題の審議については、この年次表というものは全く無意味なものとしか受け取れないわけであります。財政法二十八条に意図するものは借りかえ債の発行を加味したもののが実際に現金償還の年次表が国会

に出されて初めてこれらの審議というのが妥当

な審議ができるものと考えるわけでござりますが、

この点について大臣はどのようにお考へでござい

ましよう。

○政府委員(吉瀬義義君) 御質問の趣旨は、やは

り借りかえ債も新規の公債発行であるので、これ

もすべて合わせたところで明らかにすべきである

と、こういう御質問の趣旨かと思ひます。それで、

大蔵委員御承知のとおり、財政法二十八条の添付

書類には、借りかえ債につきましてはその満期一

を以て終了する旨が記載されています。

新規発行後の一連の借りかえ債につきましては、その満

期に償還が行われるという形式をとつております。

これはしかし、借りかえ債が六十年なら六十年、

二十年で返還をする、こういうことになつて、この

まま進めば、国債というのがどんどん増加をして、

その重荷に耐えられない、こういう心配から、そ

の基礎になる六十年の耐用年数の問題についてせ

ひひとつ新たな検討を加えていただきたい、こう

いう要望を申し上げて、ひとつ今後の再検討をお

願いしたいと、こう考えるわけでござります。

それから、昭和四十一年の国債の残高、この問

題についての質問は、この特例法の前例は、昭和

三十八年、昭和三十九年にございましたです

ね。このときの基礎になつた報告を読んでみますと、「我が国の公債残高は、国民総生産や国の予算の規模に較べて比較的小額であつて、公債を整

理し、公債残高を減らすための減債制度を必要と

するような状況はない」と、こういうことで、

前回の昭和三十八年、三十九年のこの剩余金の特

例が行われたわけでござります。で、翻つて、今

年度の予算を見ますと、そのときの情勢とはまる

きり正反対の情勢になつておるわけでござります。

国債残高の少ない時期、国債整理の不必要性、そ

ういうものは、現在のように国債の残高が累積し、

そして国債費が増大をして、財政破壊化が叫ばれ

ておる、こういう段階の中で、この問題について、

剩余额が出たときこそ私どもは、この国債の返還、

七年ごとに返還をするときに六十分の七だけ返し

て、あとその借りかえをする、こういう問題につ

いて、どう考えてもらつぱり適当な処置とは思わ

れない、こういうことでござります。で、いまの

問題について大臣は一体どのようなお考へで、三

十八年、三十九年のときの特例とはまるきりこの

特例法を出す条件が正反対の条件になつておるわ

けでございますが、今回それらを出したというこ

とにについてひとつもう一度納得いただけるよう

いで、どう考えてもらつぱり適当な処置とは思わ

れない、こういうことでござります。

○政府委員(吉瀬義義君) 御質問の趣旨は、やは

り借りかえ債も新規の公債発行であるので、これ

もすべて合わせたところで明らかにすべきである

と、こういう御質問の趣旨かと思ひます。それで、

大蔵委員御承知のとおり、財政法二十八条の添付

書類には、借りかえ債につきましてはその満期一

を以て終了する旨が記載されています。

新規発行後の一連の借りかえ債につきましては、その満

期に償還が行われるという形式をとつております。

これはしかし、借りかえ債が六十年なら六十年、

二十年で返還をする、こういうことになつて、この

まま進めば、国債というのがどんどん増加をして、

その重荷に耐えられない、こういう心配から、そ

の基礎になる六十年の耐用年数の問題についてせ

ひひとつ新たな検討を加えていただきたい、こう

いう要望を申し上げて、ひとつ今後の再検討をお

願いしたいと、こう考えるわけでござります。

それから、昭和四十一年の国債の残高、この問

題についての質問は、この特例法の前例は、昭和

三十八年、昭和三十九年にございましたです

ね。このときの基礎になつた報告を読んでみますと、「我が国の公債残高は、国民総生産や国の予算の規模に較べて比較的小額であつて、公債を整

理し、公債残高を減らすための減債制度を必要と

するような状況はない」と、こういうことで、

前回の昭和三十八年、三十九年のこの剩余金の特

例が行われたわけでござります。で、翻つて、今

年度の予算を見ますと、そのときの情勢とはまる

きり正反対の情勢になつておるわけでござります。

国債残高の少ない時期、国債整理の不必要性、そ

ういうものは、現在のように国債の残高が累積し、

そして国債費が増大をして、財政破壊化が叫ばれ

ておる、こういう段階の中で、この問題について、

剩余额が出たときこそ私どもは、この国債の返還、

七年ごとに返還をするときに六十分の七だけ返し

て、あとその借りかえをする、こういう問題につ

いて、どう考えてもらつぱり適当な処置とは思わ

れない、こういうことでござります。

○政府委員(吉瀬義義君) 御質問の趣旨は、やは

り借りかえ債も新規の公債発行であるので、これ

もすべて合わせたところで明らかにすべきである

と、こういう御質問の趣旨かと思ひます。それで、

大蔵委員御承知のとおり、財政法二十八条の添付

書類には、借りかえ債につきましてはその満期一

を以て終了する旨が記載されています。

新規発行後の一連の借りかえ債につきましては、その満

期に償還が行われるという形式をとつております。

これはしかし、借りかえ債が六十年なら六十年、

二十年で返還をする、こういうことになつて、この

まま進めば、国債というのがどんどん増加をして、

その重荷に耐えられない、こういう心配から、そ

の基礎になる六十年の耐用年数の問題についてせ

ひひとつ新たな検討を加えていただきたい、こう

いう要望を申し上げて、ひとつ今後の再検討をお

願いしたいと、こう考えるわけでござります。

それから、昭和四十一年の国債の残高、この問

題についての質問は、この特例法の前例は、昭和

三十八年、昭和三十九年にございましたです

ね。このときの基礎になつた報告を読んでみますと、「我が国の公債残高は、国民総生産や国の予算の規模に較べて比較的小額であつて、公債を整

理し、公債残高を減らすための減債制度を必要と

するような状況はない」と、こういうことで、

前回の昭和三十八年、三十九年のこの剩余金の特

例が行われたわけでござります。で、翻つて、今

年度の予算を見ますと、そのときの情勢とはまる

きり正反対の情勢になつておるわけでござります。

国債残高の少ない時期、国債整理の不必要性、そ

ういうものは、現在のように国債の残高が累積し、

そして国債費が増大をして、財政破壊化が叫ばれ

ておる、こういう段階の中で、この問題について、

剩余额が出たときこそ私どもは、この国債の返還、

七年ごとに返還をするときに六十分の七だけ返し

て、あとその借りかえをする、こういう問題につ

いて、どう考えてもらつぱり適当な処置とは思わ

れない、こういうことでござります。

○政府委員(吉瀬義義君) 御質問の趣旨は、やは

り借りかえ債も新規の公債発行であるので、これ

もすべて合わせたところで明らかにすべきである

と、こういう御質問の趣旨かと思ひます。それで、

大蔵委員御承知のとおり、財政法二十八条の添付

書類には、借りかえ債につきましてはその満期一

を以て終了する旨が記載されています。

新規発行後の一連の借りかえ債につきましては、その満

期に償還が行われるという形式をとつております。

これはしかし、借りかえ債が六十年なら六十年、

二十年で返還をする、こういうことになつて、この

まま進めば、国債というのがどんどん増加をして、

その重荷に耐えられない、こういう心配から、そ

の基礎になる六十年の耐用年数の問題についてせ

ひひとつ新たな検討を加えていただきたい、こう

いう要望を申し上げて、ひとつ今後の再検討をお

願いしたいと、こう考えるわけでござります。

それから、昭和四十一年の国債の残高、この問

題についての質問は、この特例法の前例は、昭和

三十八年、昭和三十九年にございましたです

ね。このときの基礎になつた報告を読んでみますと、「我が国の公債残高は、国民総生産や国の予算の規模に較べて比較的小額であつて、公債を整

理し、公債残高を減らすための減債制度を必要と

するような状況はない」と、こういうことで、

前回の昭和三十八年、三十九年のこの剩余金の特

例が行われたわけでござります。で、翻つて、今

年度の予算を見ますと、そのときの情勢とはまる

きり正反対の情勢になつておるわけでござります。

国債残高の少ない時期、国債整理の不必要性、そ

ういうものは、現在のように国債の残高が累積し、

そして国債費が増大をして、財政破壊化が叫ばれ

ておる、こういう段階の中で、この問題について、

剩余额が出たときこそ私どもは、この国債の返還、

七年ごとに返還をするときに六十分の七だけ返し

て、あとその借りかえをする、こういう問題につ

いて、どう考えてもらつぱり適当な処置とは思わ

れない、こういうことでござります。

○政府委員(吉瀬義義君) 御質問の趣旨は、やは

り借りかえ債も新規の公債発行であるので、これ

もすべて合わせたところで明らかにすべきである

と、こういう御質問の趣旨かと思ひます。それで、

大蔵委員御承知のとおり、財政法二十八条の添付

書類には、借りかえ債につきましてはその満期一

を以て終了する旨が記載されています。

新規発行後の一連の借りかえ債につきましては、その満

期に償還が行われるという形式をとつております。

これはしかし、借りかえ債が六十年なら六十年、

二十年で返還をする、こういうことになつて、この

まま進めば、国債というのがどんどん増加をして、

その重荷に耐えられない、こういう心配から、そ

の基礎になる六十年の耐用年数の問題についてせ

ひひとつ新たな検討を加えていただきたい、こう

いう要望を申し上げて、ひとつ今後の再検討をお

の行動が、他の分野に大きな影響を及ぼして大麥國民に迷惑をかけたと、大商社の買い占め、売り惜しみというようなものの資金を後ろのほうからつないだと、資金供給の役割りを果たしたと、こういう一つの例があらわれたわけでござります。で、この間接金融偏重のは是正について、大臣として具体的にどのようなお考えを持っておるか、ひとつお聞かせをいただきたい。

いたしておきますが、私は、国債政策を奨励をし強化しようと、こういう意味でなくて、現行の国債制度の中でもどうするかという、一つの提案と申しますか、意見を述べ、大臣の所見をお聞かせいたいと思います。

○大塚君 いまの問題で、国債の発行と証券法六十五条の運用の問題について、私は先ほど疑問ということを申し上げましたが、そこに疑問を持
りたいと、こう思つておる次第であります。

やつぱり違う方向にこの問題が進んでいくんじやないかと私は疑問を持つわけでございます。

で、次に申し上げます問題、それは先ほども魅力ある国債というお話が出ましたが、この問題とひとつ関連していまの問題をもう一度お尋ねをい

で、前々回のときにも、いわゆる田減り補償の問題で政府がやっぱり責任を持つべきであると、たします。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほどからも問題についておりますように、わが国の場合、債券市場と申しますか、資本市場というものの育成が十分でございませんで、銀行、金融機関を通じまして間接的に專業資金等が蓄積され、融通されるといふ仕組みに大きく依存しておりますことは御指摘のとおりでございます。で、これはなぜこうなつたのかということになりますけれども、これはわが国の大蔵省といたしまして機関というものに対する国民の信用が非常に偏つた姿において重かつたということではないかと思うんでござります。しかし、大蔵省といたしましても、こういふアンバランスの姿においてありますことは決して健全なものではないということございまして、債券市場、株式市場、資本市場の育成ということにつきましては常に気をつけてまいりっておりますこと、御案内のとおりでござります

の金融機關の引き受けた分は、買いたいオペの対象になつて、結果的には日銀の保有量の増大になり、日銀券の増加、不換紙幣の増大と、こういうことになつておるわけであります。で、これから問題を抑制するという意味も含めまして、国債発行額全体を減らす、こういう立場を私どもは貫いていきたいと思うわけでありますが、そこで一つの問題としては、国債保有の個人の所有、シェアを拡大するという問題について、私は幾つか疑問を持つておるわけでござります。で、この国債の個人所有をもつと拡大をする、こういう問題について大臣はどのようなお考えを持っておられますか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(吉田潤維哉君) やはり安定した国債であり、しかも、国民からその保有について要望があるというような国債制度にできればしたいものでございまして、私どももいたしましても、国債

連をして金融資産の選択を国民に与えると、こういう立場から言えば、いまの六十五条の運用の中で、この国債の取り扱いが証券会社だけが取り扱つておる、証券会社の窓口と比べて実際に金融機関、これらの窓口というのはもう比較したら全く比べものにならない、そういう窓口があると思うわけです。で、この問題について、政府はどういうことでこの証券会社だけ窓口といふことに一体なつてきておりますか。今後の問題も含めてひとつ大臣からお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(土肥義蔵君) すでに御承知のとおり証券取引法六十五条によりますと、単に手数料だけを取得するという形で国債の販売を行うことは金融機関といえどもできないことではないわけですが、ただ御承知の、証券会社といわゆる金融機関の間の分野調整という大問題がございますし、また金融機関には金融債という固有の自分

私はこういう主張を申し上げたわけでござりますが、現実はやっぱり国債についても、日減り補償という問題は、単に税金の問題だけでカバーできることではないと私は考えておるわけでござります。で、当面必要なことは、政府が国債についても日減り補償をする、こういう立場を明確にすることの問題として、特定のものに対する、たとえば心身障害者とか、福祉年金を受け取つておるような経済的弱者の方に対して、この者が保有する国債については、高利の、二けたのそういう金利があつてもいいと思うわけであります、これが初めて先ほどの魅力ある公債ということにつながるわけでござります。政府の責任において、こういう公債を発行することをお考えになつていらつらやらないかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

証券会社が漸次その経営の健全化を通じまして、國民の間に信頼の度合いを高めつつありますことは御案内のとおりでございまして、しかし、これには相当の時間をかけてやなりませんので、急速に所期の成果を上げるというわけにはまいらないと思うんですがございまして、いまわれわれが考えておりますことを着実に時間をかけてやってまいりたいこと、それから銀行と証券との分野調整というようなものもできるだけ適実に調整を進めてまいりまして、バランスのとれた金融市場の育成ということに心してまいらなければならぬと思っております。

の個人消化につきましては、相当その拡大を将来も図つていただきたいと、こう思つてゐるわけであります。そういう意味で、先ほど御答弁申し上げましたとおり、国債保有者に対する課税上の特例とか、あるいは累積投資制度というような購入に当たつての便的な制度というようなものにつきまして、私どもはこれを維持、継続していくべきだ、こう考えてゐるわけでございます。

なお、その国債の個人消化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在の日本の金融市場の構成からいきまして、やはり金融機関を通して大量消化というものが、国債の発行の一つの

從来金融機関の窓口販売ということとは實際上に行われていないわけではあります。しかし、場合によつては、金融機関の窓口販売を行つても個人消化を拡大すべきではないかという御意見があることにも十分承知しております。しかし、現実におきましては、やはり分野調整の問題、それから証券会社におきましても、証券会社もその力を全力をあげて、消化に努力していると、こういう御意見がございまして、消化に努力していると、こういう御意見がございまして、これをさらに拡大するといふことまで現在踏み切つていらない実情でございます。

そういいういわゆる特別の魅力のある金利条件をもつた国債の発行ということは考えていないわけこそざいます。何となれば、これは金利体系全体に大きな影響を及ぼすことになりますし、財政政策も巨額に上ることでござりますばかりでなく、理屈の問題といたしまして、一般納税者の負担におきまして、国債保有者にのみ補償を行うといふことは、社会的公正の立場からいかがかという議論もあるうかと思うのでございまして、せつから御提案でござりますけれども、政府としてはもういうふる公債政策は考えていないわけでござい
○大塚喬君 大臣からもう一度。先ほどの国債、

○大塚喬君 国債発行の問題と関連をして以下お尋ねをするわけであります、前もつてお断りを

有効な担保になつてゐるわけございませんが、その中におきましても、やはりいま申し上げました

○大塚喬君　いまの答弁は、先ほどの、直接金融
というものを是正するという大臣のお答えとは、

政府保証債、地方債、こういうふうなものについて、いまの六十五条の運用というものを再検討す

して御指摘あつたわけでございますが、母子福祉貸付金は、国が都道府県に貸し付けをいたすわけでございます。そこで、都道府県の原資と合わせまして、それを母子家庭に貸し付けるという、かような形になつておるわけでございます。ただいま御指摘がございましたように、確かに国と都道府県の関係では、この制度は廃止になりませんけれども、戻つてこないわけでございますけれども、末端が貸し付けになつておりますこと、それから国の一貸し付け先が都道府県でございますこと、そういうことを勘案をいたしまして、貸付金として計上いたしているわけでございます。

なお、母子福祉貸付金の償還状況につきましては、これは厚生省の所管でございますが、私どもの承知しておる限りでは、ただいまのところ償還の率が九七%程度、かなり償還状況はよいようでござりますし、滞納額、貸し倒れの額等につきましては、非常に少ないよう承知をいたしております。

○委員長(松垣徳太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日藤田進君、寺田熊雄君が委員を選任され、その補欠として戸田菊雄君、赤堀操君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。一別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 可否同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。

本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御「任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、相続税法の一部を改正する法律案及び入場税の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における相続税及び贈与税の負担の状況に顧み、配偶者を中心として負担の軽減を図るために、制度の整備合理化を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申上げます。

第一は、相続税負担的一般的な軽減であります。

まず、相続税を課税するに当たつて遺産から控除する額を、定額控除にあつては現行の六百万円から二千万円に、法定相続人比例控除にあつては現行の百二十万円から四百万円に、それぞれ引き上げることといたします。なお、その際、従来の配偶者控除は、次に申し上げます配偶者の負体軽減措置に吸収することといたしております。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

法定相続人五人の場合、現行の千八百万円から四千万円に引き上げられることになります。また、相続税の税率につきましても、その適用区分を拡大することにより、負担の軽減を図るとともに、最高税率を現行の七〇%から七五%に引き上げることにより、相続財産が高額な場合における課税を強化することといたしております。

第二は、配偶者に対する相続税負担の軽減であります。

すなわち、配偶者の相続財産については最高三千万円を非課税とする現行制度を抜本的に拡充し、配偶者が取得した財産のうち、遺産額の三分の一相当額が四千万円のいずれか高い金額まで相続税を非課税とすることといたしております。

第三は、贈与税負担の軽減であります。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における相続税及び贈与税の負担の状況に顧み、配偶者を中心として負担の軽減を図るために、制度の整備合理化を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の現状に顧み、その負担の軽減

まず、相続税を課税するに当たつて遺産から控除する額を、定額控除にあつては現行の六百万円から二千万円に、法定相続人比例控除にあつては現行の百二十万円から四百万円に、それぞれ引き上げることといたします。なお、その際、従来の配偶者控除は、次に申し上げます配偶者の負体軽減措置に吸収することといたしております。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

すなわち、現行の映画、演劇等に適用される免稅点は、百円であります。これを、映画については千五百円に、演劇、演芸、音楽、スポーツ及び見せ物については三千円に、それぞれ引き上げることといたします。

次に、入場税の税率を一本化することといたしております。すなわち、現行の入場税の税率は、映画については、一人一回の入場料金が千円以下の場合は五千円を非課税とする現行制度を抜本的に拡充し、配偶者が取得した財産のうち、遺産額の三分の一相当額が四千万円のいずれか高い金額まで相続税を非課税とすることといたしております。

第三は、贈与税負担の軽減であります。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における相続税及び贈与税の負担の状況に顧み、配偶者を中心として負担の軽減を図るために、制度の整備合理化を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の現状に顧み、その負担の軽減

まず、相続税を課税するに当たつて遺産から控除する額を、定額控除にあつては現行の六百万円から二千万円に、法定相続人比例控除にあつては現行の百二十万円から四百万円に、それぞれ引き上げることといたします。なお、その際、従来の配偶者控除は、次に申し上げます配偶者の負体軽減措置に吸収することといたしております。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

○委員長(松垣徳太郎君) 両案に対する質疑はこれ後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

〔賛成者挙手〕

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一
部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第三条の見出し中「因り」を「より」に改め、同条第一項中「因り」を「より」に、「第十五条の二」を「第十六条」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十二条第一項第五号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「こえ」を「超え」に改め、同項第六号中「八十万円」を「一百万円」に、「こえ」を「超え」に改める。

第十五条第一項中「因り」を「より」に、「六百万円」を「二千万円」に、「百二十万円」を「四百万円」に改める。

第十五条の二を削る。

第十六条を次のように改める。

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の前条第一項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した金額)につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

一百万円以下の金額	百分の十
一百万円を超える五百円以下の金額	百分の十五
五百円を超える九百円以下の金額	百分の二十
九百円を超える一千五百円以下の金額	百分の二十五
一千五百円を超える二千三百円以下の金額	百分の三十
二千三百円を超える三千三百円以下の金額	百分の三十五
三千三百円を超える四千八百円以下の金額	百分の四十
四千八百円を超える七千円以下の金額	百分の四十五
七千円を超える一億円以下の金額	百分の五十
一億円を超える一億四千万円以下の金額	百分の五十五
一億四千万円を超える一億八千万円以下の金額	百分の六十
一億八千万円を超える二億五千万円以下の金額	百分の六十五
二億五千万円を超える五億円以下の金額	百分の七十五

第十九条の二第一項を削り、同条第一項中「被相続人との婚姻期間が十年以上である」を「被相続人」に改め、「当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額」を削り、同項第二号イを次のように改め、同項を同条第一項と改める。

第十八条中「因り」を「より」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十九条中「因り」を「より」に、「及び第二十二条」を「第二十二条の三及び第二十二条の三」に改める。

する。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額の三分の一に相当する金額(当該金額が四千万円に満たない場合には、四千万円)

第十九条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「申告期限までに」を「申告期限から三年以内(当該期間が経過するまでの間に当該財産が)」に改め、「場合において」の下に「、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときは」を加え、「以内に当該財産が分割されたときは、当該財産」を「以内に分割された場合には、その分割された財産に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「第二十七条第一項の規定による申告書」の下に「(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という)及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書以下「修正申告書」という)を含む。」を加え、「同項の婚姻期間が十年以上である旨」を「財産の取得の状況」に改め、「その申告期限内に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「申告期限内の」を削り、「第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条の三第一項中「因り」を「より」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第十九条の四第一項中「二万円」を「三万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第十九条の五第一項中「因り」を「より」に、「五百六十万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という)」を削り、同条を第二十二条の六とする。

第二十二条の四中「四十万円」を「六十万円」に改め、同条を第一条の五とする。

第二十二条の三の次に次の一項を加える。

(特別障害者に対する贈与税の非課税)

第二十二条の四 第十九条の四第二項に規定する特別障害者(以下この条において「特別障害者」という)が、信託会社その他の者で政令で定めるもの(以下この条において「受託者」という)の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの(以下この条において「受託者の営業所等」という)において当該特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて当該信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利(以下この条において「信託受益権」という)を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他の必要な事項を記載した申告書(以下この条において「障害者非課税信託申告書」という)を納稅地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権での価額のうち三千万円までの金額(既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 前項に規定する特別障害者扶養信託契約とは、個人が受託者と結んだ金銭、有価証券その他の財産で政令で定めるものの信託に関する契約で、当該個人以外の一人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもののうち、当該契約に基づく信託が当該特別障害者の死亡後六月を経過する日に終了することとされることはその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

3 障害者非課税信託申告書には、受託者の営業所等のうちいづれか一のものに限り記載することができるものとし、一の障害者非課税信託申告書を提出した場合には、当該申告書に記載さ

れた受託者の営業所等において新たに特別障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権につき第一項の規定の適用を受けようとする場合その他の場合で政令で定める場合を除き、他の障害者非課税信託申告書は、提出することができるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、障害者非課税信託申告書の提出及び当該申告書に記載した事項を変更した場合における申告に関する事項その

他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の七を次のように改める。

(贈与税の税率)

第二十一条の七 贈与税の額は、前二条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に

掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

五十万円以下の金額	百分の十五
五十五万円を超える七十万円以下の金額	百分の二十
七十五万円を超える一百万円以下の金額	百分の二十五
一百万円を超える一百四十万円以下の金額	百分の三十
一百四十万円を超える二百万円以下の金額	百分の三十五
二百万円を超える二百八十万円以下の金額	百分の四十
二百八十万円を超える四百万円以下の金額	百分の四十五
四百万円を超える五百五十万円以下の金額	百分の五十
五百五十万円を超える八百万円以下の金額	百分の五十五
八百万円を超える一千三百万円以下の金額	百分の六十五
一千三百万円を超える四百万円以下の金額	百分の七十
二千五百万円を超える三千五百万円以下の金額	百分の六十五
三千五百萬円を超える七千万円以下の金額	百分の七十五
七千万円を超える金額	

第二十一条の八中「因り」を「より」に、「前二条」を「前条」に、「算出した」を「計算した」に、「但し」を「ただし」と、「これらの」を「同条の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三章中第二十六条の二の次に次の二条を加える。

(土地評価審議会)

第二十六条の三 国税局」とい、土地評価審議会を置く。

2 土地評価審議会は、土地の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めるものについて調査審議する。

3 土地評価審議会は、委員二十人以内で組織する。

る。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地の評価について学識経験を有する者のうちから、国税局長が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、土地評価審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(土地評価審議会)

第二十七条第一項中「因り」を「より」に、「及び遺産に係る配偶者控除額の合計額をこえる」を「を超える」に改め、「・第十九条の二第一項」を削り、同条第三項中「因り」を「より」に改め、「(第十五条の二)第一項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書については、同項の婚姻

期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を含む。」を削る。

第二十八条第一項及び第二項第一号中「因り」を「より」に、「第二十一条の四及び第二十二条の六から第二十二条の八まで」を「第二十二条の六から第二十二条の八まで」に改め、同号の七及び第二十二条の八に改める。

第三十一条第一項中「国税通則法第十九条第三項に規定する」及び「以下「修正申告書」という。」を削る。

第三十二条第六号中「第十九条の二第四項ただし書」を「第十九条の二第二項ただし書」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改める。

第三十八条第二項中「こえる」を「超える」に、「五年」を「五年以内」に、「因り」を「より」に改め、「基礎となつたものの価格の合計額」の下に「以下「課税相続財産の価額」という。」を「財産の価額の合計額」の下に「以下「不動産等の価額」という。」を加え、「十年以内」を「不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。」に、「十年以内の延納を許可することができる場合においては、五十万円」を「課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五未満である場合には、七十五万円」に改め、同条第二項中「当該金額が五万円を下る場合においては、最終の年割額を除き、五万円」を「課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、延納税額を不動産等の価額に対応するものとして政令で定める部分の税額(以下「不動産等に係る延納相続税額」という。)とその他の部分の税額(以下「動産等に係る延納相続税額」という。)とに区分され、これらの税額をそれとの延納期間に相当する年数で除して計算した金額」に改める。

第五十二条第一項第一号口に掲げる税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超え、又はこれに不足するときにおけるその納付された金額の充当の順序その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

1 課税相続財産の価額のうちに不動産等に係る延納相続税額又は第一項第一号口に掲げる税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超えて、又はこれに不足するときにおけるその納付された金額の充当の順序その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

2 延納相続税額のうちに、不動産等に係る延納相続税額又は第一項第一号口に掲げる税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超えて、又はこれに不足するときにおけるその納付された金額の充当の順序その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

3 第五十二条の二を削る。

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和五

入場税撤廃に関する請願
請願者 茨城県勝田市中根三、〇七八

大内節子外五百八十二名
紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇一〇号 昭和五十年二月二十一日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 札幌市中央区大通西一五丁目

酒井の子外六百六十名
紹介議員 対馬 孝君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇一一号 昭和五十年二月二十一日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 茨城県勝田市足崎一、四五八 鈴木

久子外七百五名
紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇一二号 昭和五十年二月二十一日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 静岡県浜松市新橋町七八六 藤田

かほる外千百四十一名
紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇三四号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 高知県吾川郡伊野町波川六三八

堅田美佐外百二十一名
紹介議員 増見 俊二君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇七五号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 高知県吾川郡伊野町波川六三八

かほる外千百四十一名
紹介議員 増見 俊二君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇七六号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡中之条町八九六

田村満子外四百四十九名
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。

第一〇七七号 昭和五十年二月二十二日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道釧路市弥生二ノ九ノ三二

弘津由貴喜外八百九十四名
紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇七八号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相模台一ノ一七

ノ五 新紀久子外三百九十八名
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇七九号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 山口県下関市綾羅木本町二三ノ一

一 水津一子外六百名
紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇八〇号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 青森市浪館字前田八二ノ二三

赤津経代外四百十七名
紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇八二号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 青森市浪館字前田八二ノ二三

外二百六十一名
紹介議員 木村 隆男君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇八六号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 岡山市国富四一四ノ一 片岡幸雄

外二百六十一名
紹介議員 木村 隆男君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一〇七号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 三重県四日市市午起一ノ一ノ二

三一 福島瑞夫外三千三百二十四
紹介議員 斎藤 十朗君

五百六名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一七七号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 山口市駅通一ノ五ノ五 蔵田裕外

五百六名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一七八号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 寿子外四百七十名
紹介議員 亀田 亀田君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一八号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 福岡市西区祖原一九ノ二 蔵坪美

美代外三百三十名
紹介議員 林 連君

請願者 長野県岡谷市御倉町七ノ一
土屋美雄外四百二十二名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一〇九号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 熊本市坪井一ノ二ノ四ニユーハ

町ビル内 益田徹朗外一千九百九
十八名
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都目黒区緑が丘三ノ六ノ一三

原山郁子外三百四十六名
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇八五号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 奈良市油留木町一七 宮本吉雄外

千七百五十七名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一〇八六号 昭和五十年二月二十二日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 植田正子外六百四十六名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一〇六号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 植田正子外六百四十六名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一〇六号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外五百八十名
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 広島市若狭町三ノ七ノ五 日高久

紹介議員 水野 肇雄君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 山口市駅通一ノ五ノ五 蔵田裕外

五百六名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一七八号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 寿子外四百七十名
紹介議員 亀田 亀田君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一八号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 福岡市西区祖原一九ノ二 蔵坪美

美代外三百三十名
紹介議員 林 連君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一九号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 熊本市坪井一ノ二ノ四ニユーハ

町ビル内 益田徹朗外一千九百九
十八名
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都目黒区緑が丘三ノ六ノ一三

原山郁子外三百四十六名
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 奈良市油留木町一七 宮本吉雄外

千七百五十七名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 植田正子外六百四十六名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外五百八十名
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 山口市駅通一ノ五ノ五 蔵田裕外

五百六名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 寿子外四百七十名
紹介議員 亀田 亀田君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 福岡市西区祖原一九ノ二 蔵坪美

美代外三百三十名
紹介議員 林 連君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 美代外三百三十名
紹介議員 佐々木 静君

この請願の趣旨は、第九九一號と同じである。
第一一一一〇号 昭和五十年二月二十四日受理

請願者	北九州市小倉北区泉台四丁目百留ちか子外三千八百二十五名	紹介議員	森下 昭司君	千五百九十九名
紹介議員	有田 一寿君	入場税撤廃に関する請願	第一二六五号 昭和五十年一月二十五日受理	第一三一三号 昭和五十年一月二十六日受理
この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。		この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。		
入場税撤廃に関する請願	第一二六〇号 昭和五十年一月二十五日受理	紹介議員 戸塚 進也君	請願者 静岡県浜松市西山町二〇六ノ五島田芳男外五千七百四十六名	入場税撤廃に関する請願
請願者 島取県八頭郡郡家町郡家 高塚由美子外三百七十一名	紹介議員 石破 二朗君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 森下 昭司君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。
この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。		請願者 岡山市福富五二三ノ五 斎藤玲子外二百五十九名	紹介議員 鍋島 直紹君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六一號 昭和五十年一月二十五日受理	紹介議員 加藤 武徳君	請願者 北九州市八幡東区中尾一ノ五ノ一矢頭尚美外三千二百九名	入場税撤廃に関する請願
請願者 岡山市福富五二三ノ五 斎藤玲子外二百五十九名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 鍋島 直紹君	紹介議員 柏谷 照美君	入場税撤廃に関する請願
この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。		請願者 広島市牛田早稻田二ノ二二熊崎辰雄外一千三百五名	請願者 長野県岡谷市郷田一ノ四ノ二三早出敏章外五千五百四十九名	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願(一通)	第一二六二号 昭和五十年一月二十五日受理	紹介議員 藤田 進君	紹介議員 森下 昭司君	入場税撤廃に関する請願
請願者 岡山市赤磐郡瀬戸町南方一、〇七九ノ一 若林京外四百八十三名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	請願者 名古屋市千種区山添町一ノ一七山田滋外一千七百六十八名	請願者 長野県岡谷市郷田一ノ四ノ二三早出敏章外五千五百四十九名	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六三号 昭和五十年一月二十五日受理	紹介議員 阿部 憲一君	紹介議員 森下 昭司君	入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都杉並区永福二ノ二五ノ一津々良由美外七百一名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	請願者 東京都世田谷区松原三ノ三三ノ二東莊内 近藤茂夫外五百六十三名	請願者 神奈川県相模原市由野台二ノ一三ノ七黒川のり子外千三百四十一	入場税撤廃に関する請願
紹介議員 山東 昭子君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 竹田 四郎君	紹介議員 宮崎 正雄君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六四号 昭和五十年一月二十五日受理	請願者 佐藤寛美子外千七百十四名	請願者 鳥取県氣高郡氣高町勝見 国森清子外三百九十五名	入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道室蘭市祝津町三ノ七ノ三小松茂外八百四十二名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 須原 昭二君	紹介議員 伊藤睦外四百五十七名	入場税撤廃に関する請願
紹介議員 高橋雄之助君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	請願者 東京都杉並区桃井四ノ一四ノ七大島秀夫外六百三十二名	紹介議員 鈴木美枝子君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六五号 昭和五十年一月二十五日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 市川 房枝君	紹介議員 浜本 万三君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六六号 昭和五十年一月二十五日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
紹介議員 高橋雄之助君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 市川 房枝君	紹介議員 浜本 万三君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六七号 昭和五十年一月二十五日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
請願者 広島市牛田早稻田二ノ二二熊崎辰雄外一千三百五名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 阿部 憲一君	紹介議員 伊藤睦外四百五十七名	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六八号 昭和五十年一月二十五日受理	請願者 東京都世田谷区松原三ノ三三ノ二東莊内 近藤茂夫外五百六十三名	請願者 鳥取県氣高郡氣高町勝見 国森清子外三百九十五名	入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都世田谷区松原三ノ三三ノ二東莊内 近藤茂夫外五百六十三名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 竹田 四郎君	紹介議員 宮崎 正雄君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二六九号 昭和五十年一月二十五日受理	請願者 佐藤寛美子外千七百十四名	請願者 鳥取県氣高郡氣高町勝見 国森清子外三百九十五名	入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都杉並区桃井四ノ一四ノ七大島秀夫外六百三十二名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 須原 昭二君	紹介議員 伊藤睦外四百五十七名	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二七〇号 昭和五十年一月二十六日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 市川 房枝君	紹介議員 浜本 万三君	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二七一年 昭和五十年一月二十六日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
紹介議員 市川 房枝君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 浜本 万三君	紹介議員 伊藤睦外四百五十七名	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二七二号 昭和五十年一月二十六日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
紹介議員 市川 房枝君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 浜本 万三君	紹介議員 伊藤睦外四百五十七名	入場税撤廃に関する請願
入場税撤廃に関する請願	第一二七三年 昭和五十年一月二十七日受理	請願者 岩手県盛岡市松園一ノ三ノ五坂本あけみ外五百四十一名	請願者 広島市牛田旭二ノ一四ノ一 黒瀬楨子外五百八十三名	入場税撤廃に関する請願
紹介議員 市川 房枝君	この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 浜本 万三君	紹介議員 伊藤睦外四百五十七名	入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市脅島東一ノ一四〇 二一 大崎美智子外千五百三十名	紹介議員 橋本 敦君 入場税撤廃に関する請願	第一三三四号 昭和五十年二月二十七日受理	請願者 愛知県春日井市上田築町一、六一 五 島田富美子外千八百八十五名	紹介議員 森下 昭司君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	第一三三四号 昭和五十年二月二十七日受理	請願者 岐阜市加納新町八一ノ一 水谷年 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。	紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一六号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岐阜市住田町一ノ二 清水昌義外 一名	紹介議員 阿見根 登君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二二号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市住田町一ノ二 清水昌義外 枝外一名	紹介議員 青木 薫次君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二二号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市住田町一ノ二 清水昌義外 枝外一名	紹介議員 案納 勝君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一一七号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岐阜市長良大路一ノ一一 後藤雪 武藤勉外一名	紹介議員 上田 哲君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一一八号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜県山県郡高富町東深瀬二〇八 武藤勉外一名	紹介議員 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二三号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市領下一、四六三ノ二 桐川 俊一外一名	紹介議員 上田 哲君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二二号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岐阜市加納奥平町一 高橋忠外 名	紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二四号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市加納水野町三ノ九 小木曾 茂外一外一名	紹介議員 片山 基市君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二四号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市領下一、四六三ノ二 桐川 俊一外一名	紹介議員 稲原 俊夫君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二八号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
紹介議員 赤桐 操君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	紹介議員 大塚 喬君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二五号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市豊原町三 勅使川原景一外一 名	紹介議員 小谷 守君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二五号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市豊原町三 勅使川原景一外一 名	紹介議員 稲原 俊夫君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二九号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岐阜市茶屋新田六丁目 河口貞行 外一名	紹介議員 茂ヶ久保重光君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二六号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市豊原町三 松原武雄外一 名	紹介議員 小柳 勇君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二六号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市豊原町三 松原武雄外一 名	紹介議員 神沢 浄君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一三一号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岐阜市茶屋新田六丁目 河口貞行 外一名	紹介議員 茂ヶ久保重光君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二七号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市上川平一七一ノ七 棚橋博 信外一名	紹介議員 加瀬 完君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二七号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市上川平一七一ノ七 棚橋博 信外一名	紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二八号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岐阜市加納西陽町二ノ六一 河原 河原	紹介議員 神沢 浄君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二八号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市松原町八 松波幸守外一名	紹介議員 小山 一平君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二八号 昭和五十年二月二十四日受理	請願者 岐阜市松原町八 松波幸守外一名	紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	第一一二九号 昭和五十年二月二十四日受理	企業組合に対する課税の適正化に関する請願

この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	請願者 岐阜市鏡屋中町三ノ四六 国井一 二三外一名
第一一三三号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 佐々木静子君 請願者 岐阜市石谷惣作一、二〇五東海力 ワラ協業組合内 村山四郎外一名
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一三四号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 沢田 政治君 請願者 岐阜市戎町二ノ五一 村山貢雄 外一名
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一三五号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 志古 裕君 請願者 岐阜市長良森町二ノ六 中村広司 外一名
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一四〇号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 澄谷 英行君 請願者 岐阜県各務原市那加西野町 松原 宗夫外一名
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一四一号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 瀬谷 英行君 請願者 岐阜市三田洞六五九ノ一四六 林英一
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一四六号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 辻 一彦君 請願者 岐阜市羽島郡岐南町八剣一、六三 林英一
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一四七号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 鶴園 哲夫君 請願者 岐阜市羽島郡岐南町八剣一、六三 板橋光治
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一四八号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 田中寿美子君 請願者 岐阜市羽島郡岐南町八剣一、六三 陽一郎
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一四九号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 戸叶 武君 請願者 岐阜市羽島郡岐南町八剣一、六三 上喜久
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一五〇号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 野田 哲君 請願者 岐阜市佐野二一六ノ一 吉田千代 子
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一五一号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 野々山 一三君 請願者 岐阜市佐野二一六ノ一 吉田千代 子
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一五二号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 戸田 荘雄君 請願者 岐阜市西野町二丁目 小田次郎 戸田 荘雄君
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。
第一一五三号 昭和五十年二月二十四日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願	紹介議員 奏 豊君 請願者 岐阜市佐野二一六ノ一 川島裕子 豊君
この請願の趣旨は、第一一號と同じである。	この請願の趣旨は、第一一號と同じである。

る請願

請願者 札幌市中央区南一条西七ノ二一
団法人北海道宅地建物取引業協会

札幌支部内 野鉄藏

紹介議員 吉田忠三郎君

不動産の取得にも国民生活上不可欠のものもあり、無差別の引締めは当を得ないとと思われ、又、不動産業については政府資金の貸付け等についても疎外されているので、これらの金融事情に対し適切な措置並びに制度を確立するよう次の事項を実現されたい。

一、住宅ローンの貸出わくを広げかつ金利の引き上げをなくすこと。

二、国民生活に必要な用地の購入に対し、内容を検討した上、融資のみちを講ずること。

三、中小企業金融公庫法の特定事業に不動産業を加えること。又、中小企業信用保険法第二条第二項の政令で定める業種に不動産業を追加すること。

理由

一、金融引締めにより貸付わくがせばめられたこと等のため、多数の消費者がローンの利用を実質的にできなくなつております。民間住宅建設が著しく阻害されている。

二、作業場、店舗等住宅以外にも生活、生産に必要な用地を取得したいと願う者も多く、わずかな不足分を貸付けで補うことによって生活が成り立つ場合がしばしばある。

三、政令で定める特定事業のうちの旅館業、理容業等に比し宅建業を公益性において決して下位におべきでない。

第一一八九号 昭和五十年二月二十五日受理
台灣残置財産補償に関する請願

請願者 静岡市七間町一五 大場輝子

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一一九〇号 昭和五十年二月二十五日受理

台灣残置財産補償に関する請願

請願者 埼玉県大里郡江南村大字板井一、三
○四 大場敏扶

紹介議員 神田 博君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一一二八八号 昭和五十年二月二十六日受理
大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願

請願者 東京都東大和市奈良橋二、一三五
鈴木義典外八百八十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

昭和五十年三月二十一日印刷

昭和五十年三月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局